

# 平成31年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱

平成31年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

## 1 募集の区分

川崎市立の高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

募集の区分	課程
中学校卒業見込みの者及び中学校既卒業者に係る募集 (以下「一般募集」という。)	全日制の課程
	定時制の課程

## 2 志願資格

入学を志願しようとする者(以下「志願者」という。)は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であって、かつ、川崎市立高等学校の通学区域に関する規則(平成12年川崎市教育委員会規則第7号)に定める通学区域(以下「学区」という。)の要件を満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準じる学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者
- (2) 中学校を平成31年3月31日までに卒業する見込み、又は修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則(以下「施行規則」という。)第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を平成31年3月31日までに修了する見込みの者

## 3 学区の確認

学区の確認に関し必要な事項は、川崎市教育長(以下「教育長」という。)が別に定める。

## 4 募集の方法

募集は、各高等学校の各課程の学科又は部ごとに行う。

## 5 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課程	募集期間	
		共通選抜	定通分割選抜
一般募集	全日制の課程	平成31年1月28日(月)	平成31年3月1日(金)
	定時制の課程(二部制) 定時制の課程 (二部制を除く。)	から1月30日(水)まで	及び3月4日(月)

## 6 志願

- (1) 入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料を納付したうえ、志願先の高等学校の校長に、入学願書等を提出するものとする。

## (2) 志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一つの高等学校の一つの学科に限る。

ただし、工業に関する学科にあっては、同じ高等学校の他の工業に関する学科に対し、及び定時制の課程（二部制）にあっては、同じ高等学校の他の部に対し、第2希望として志願することを認める。

なお、平成31年度入学者選抜における国立、公立、私立高等学校（高等専門学校を含む。）合格者は、定通分割選抜に志願することは認めない。

## 7 志願変更

### (1) 志願変更の対象

志願の手続きを完了した者は、募集期間を同じくする他の公立高等学校が行う一般募集若しくは特別募集又は同じ高等学校の他の一般募集に志願変更することができる。

なお、専門学科又は定時制の課程（二部制）をおく高等学校における前記6の（2）による希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することができる。

### (2) 志願変更の期間

志願変更期間は、次表のとおりとする。

課 程	志 願 変 更 の 期 間	
	共通選抜	定通分割選抜
全日制の課程		
定時制の課程（二部制）	平成31年2月4日（月） から 2月6日（水）まで	
定時制の課程（二部制を除く。）		平成31年3月5日（火） 及び 3月6日（水）

## 8 選抜の方法

(1) 中学校の校長は、志願した者の調査書を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。

(2) 高等学校の校長は、中学校の校長から提出された志願者に係る書類及び後記9の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。

(3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

## 9 選抜のための検査

### (1) 共通選抜・定通分割選抜

全日制の課程及び定時制の課程においては、学力検査（原則として全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科、定時制は国語、数学及び外国語（英語）の3教科）及び面接並びに各高等学校が必要に応じて実施する特色検査（実技検査又は自己表現検査）とする。

また、定時制の課程の志願者のうち、20歳以上の者（平成31年4月1日現在）については、作文をもって学力検査に代えることができる。

なお、特色検査を実施するにあたって、全日制の課程においては、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。

- (2) インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により共通選抜におけるすべての学力検査を受検できなかった志願者を対象として追検査を実施する。なお、追検査に關し必要な事項は、教育長が別に定める。
- (3) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。
- (4) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

## 10 検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次表のとおりとする。

### (1) 共通選抜

課 程	学力検査の期日	面 接	特 色 檢 査
全日制の課程 定時制の課程	平成 31 年 2月 14 日 (木)	平成 31 年 2月 15 日 (金) 及び 2月 18 日 (月)	平成 31 年 2月 14 日 (木) から 2月 18 日 (月) まで
		合 格 発 表 の 期 日	
		平成 31 年 2月 27 日 (水)	

### (2) 定通分割選抜

課 程	学力検査の期日	面 接	特 色 檢 査
定時制の課程 (二部制を除く)	平成 31 年 3月 12 日 (火)	平成 31 年 3月 12 日 (火) 及び 3月 13 日 (水)	平成 31 年 3月 12 日 (火) 及び 3月 13 日 (水)
		合 格 発 表 の 期 日	
		平成 31 年 3月 19 日 (火)	

## 11 二次募集

教育長が必要と認める場合に、一般募集について次のとおり二次募集を行う。

### (1) 志願資格

前記2に定める志願資格を有する者であつて、かつ、志願時において、平成 31 年度入学者選抜における国立、公立、私立高等学校（高等専門学校を含む。）の合格者になつていない者とする。

### (2) 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

区 分	課 程	募 集 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程 定時制の課程（二部制）	平成 31 年 3月 1 日 (金) 及び 3月 4 日 (月)
	定時制の課程（二部制を除く。）	平成 31 年 3月 20 日 (水) 及び 3月 22 日 (金)

### (3) 志願変更

志願変更することができる課程及びその期間は、次表のとおりとする。

区分	課程	志願変更期間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程 定時制の課程（二部制）	平成31年3月5日（火）及び 3月6日（水）
	定時制の課程（二部制を除く。）	平成31年3月25日（月）

### (4) 学力検査の内容

- ① 全日制の課程及び定時制の課程（二部制）については、国語、数学、外国語（英語）の3教科の学力検査を実施する。また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、面接を実施することができる。
- ② 定時制の課程（二部制を除く。）については、面接を実施する。

### (5) 学力検査等の期日

学力検査等の期日は、次表のとおりとする。

区分	課程	学力検査の期日	面接の期日	合格発表の期日
一般募集 (二次募集)	全日制の課程 定時制の課程（二部制）	平成31年 3月8日（金）	同左	平成31年 3月15日（金）
	定時制の課程 (二部制を除く。)		平成31年 3月26日（火）	平成31年 3月28日（木）

## 1.2 入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等に際して、不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

## 1.3 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 高等学校の校長は、前記(1)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

## 1.4 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、川崎市立の高等学校の入学者の募集及び選抜に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

## 川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（抜粋）

### （趣旨）

第1条 この規則は、川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### （学区）

第2条 全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科に係る高等学校の学区は、川崎市内（以下「市内」という。）全域とする。

2 全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科を除く学科に係る高等学校の学区は、神奈川県内（以下「県内」という。）全域とする。

### （就学の規制）

第3条 全日制の課程のうち普通科へ就学しようとする者は、本人及びその保護者（本人に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。次項において同じ。）が市内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。

2 全日制の課程のうち普通科を除く学科へ就学しようとする者は、本人及びその保護者が県内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。

3 定時制の課程のうち普通科へ就学しようとする者は、市内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。

4 定時制の課程のうち普通科を除く学科へ就学しようとする者は、県内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。

### （就学の特例）

第4条 前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、県内（市内を除く。以下同じ。）に住所を有するもののうち、現在に在学し、又は在学していた中学校の校長の同意を得た者は、毎年度の高等学校第1学年入学者選抜（第6条の入学者選抜を除く、以下「第1学年入学者選抜」という。）の場合に限り、志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、別に定める当該高等学校第1学年生徒の募集定員（第6条の入学者選抜に係るもの）を除く。以下「第1学年生徒の募集定員」という。の8パーセント以内とする。

第5条 前条に定めるもののほか、県内に住所を有するもののうち、身体の状況により、高等学校に就学することが適当と認められる者は、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、志願しようとする高等学校の校長の許可を受けて当該高等学校を志願することができる。

第6条 前2条に定めるもののほか、全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科へ就学しようとする者であって、第1学年入学者選抜により選抜された入学予定者の数が、第1学年生徒の募集定員に満たなかった高等学校について、特に必要があると認める場合において、再度実施する第1学年入学者選抜を受けようとするものは、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、第2条第1項に定める学区以外からも志願することができる。

### （入学許可の取消し）

第7条 高等学校の校長は、この規則に違反し、事実をいつわって入学の許可を受けた者に対しては、入学の許可を取り消し、又は退学を命ずることができる。

### （委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、学区に関し必要な事項は教育長が定める。

**資料2**

**平成31年度 川崎市立高等学校における募集形態**

[全日制の課程]

学校名	学科	募集形態		募集定員等
		共通選抜	定通分割選抜	
川崎高等学校	普通科	○	/\	各学科、募集定員のすべてを募集・選抜する。
	家庭に関する学科	○	/\	
	福祉に関する学科	○	/\	
幸高等学校	普通科	○	/\	各学科、募集定員のすべてを募集・選抜する。
	商業に関する学科	○	/\	
川崎総合科学高等学校	工業に関する学科	情報工学科	○	各学科、募集定員のすべてを募集・選抜する。
		総合電気科	○	
		電子機械科	○	
		建設工学科	○	
		デザイン科	○	
	理数に関する学科	科学科	○	
橘高等学校	普通科	○	/\	各学科、募集定員のすべてを募集・選抜する。
	体育に関する学科	スポーツ科	○	
	国際に関する学科	国際科	○	
高津高等学校	普通科	○	/\	募集定員のすべてを募集・選抜する。

[定時制の課程]

学校名	学科	募集形態		募集定員等
		共通選抜	定通分割選抜	
川崎高等学校	普通科	昼間部	○	各部、募集定員のすべてを募集・選抜する。
		夜間部	○	
川崎総合科学高等学校	工業に関する学科	クリエイト工学科 (夜間部)	○ ○	各学科、「共通選抜」で募集定員の8割を募集・選抜し、「定通分割選抜」で残りの人員を募集・選抜する。
	商業に関する学科	商業科 (夜間部)	○ ○	
橘高等学校	普通科(夜間部)	○ ○	「共通選抜」で募集定員の8割を募集・選抜し、「定通分割選抜」で残りの人員を募集・選抜する。	
高津高等学校	普通科(夜間部)	○ ○	「共通選抜」で募集定員の8割を募集・選抜し、「定通分割選抜」で残りの人員を募集・選抜する。	